

# 資料 1

「私たちはどんなDV対策  
がほしいのか」

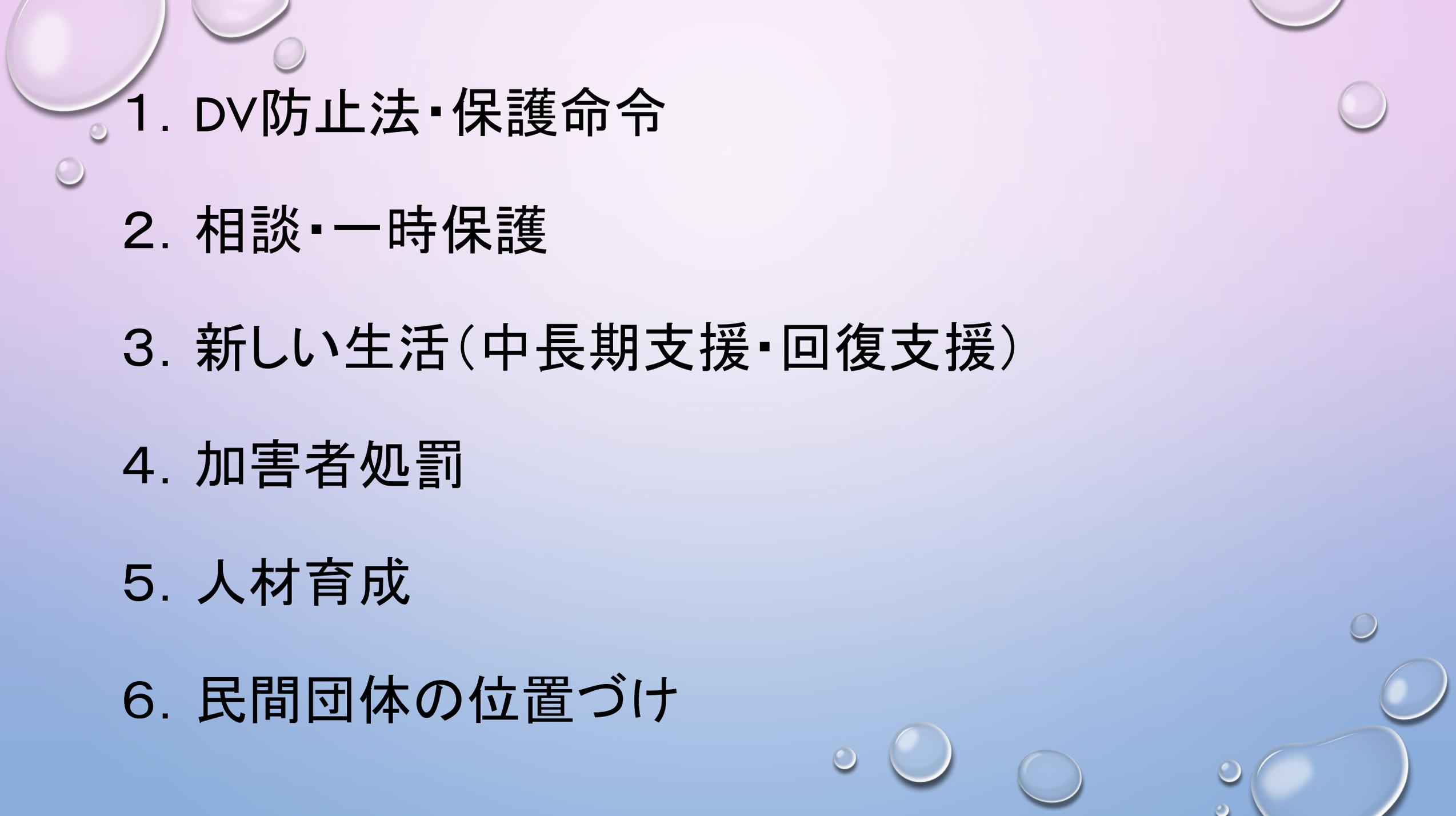
(全国女性シェルターネット  
共同代表 山崎菊乃氏資料)



# 私たちはどんなDV対策がほしいのか

当事者・支援現場からの声





1. DV防止法・保護命令

2. 相談・一時保護

3. 新しい生活（中長期支援・回復支援）

4. 加害者処罰

5. 人材育成

6. 民間団体の位置づけ

# 保護命令

## 1, 保護命令制度の対象及び範囲の拡大

- ・精神的DV、性的DV、社会的DV

(精神的・性的暴力による深刻な健康被害を抱えた被害者が多い。

7, 8, 9人の同伴児童)

- ・子どもも被害者としての対象に

- ・同居の有無、性自認にかかわらず、親密な関係になるカップル

## 2, 緊急保護命令(通常保護命令は発令まで平均13日かかっている)

## 3, 発令中の面会交流の禁止

## 4, 期間の延長:半年は短すぎる(半年たつのを待って付きまとい)

# 相 談

- ・ 相談窓口は市町村、男女共同参画センター、婦人相談所、警察など様々  
⇒被害当事者が自分で回って何度も同じ説明を強いられる。
- ・ 行政手続きがワンストップ化されていない  
⇒役所の中をスタンプラリーのように回る  
(戸籍住民課→児童手当→健康保険→生活保護)



利用しやすいワンストップセンターを！！

# 一時保護

保護を求めてきた被害者を速やかに一時保護してほしい

- 妊娠中だが産む病院が決まっていない、医療費分のお金を持っていない
- 現金や預貯金がある
- 夫が逮捕・勾留中(だから危険でない)
- 緊急性がない(精神的なDV)
- 年齢・国籍・障がい

⇒DVシェルターを婦人相談所に併設したことの弊害

## 緊急一時保護の判断は現場で

- 児童虐待とは違い、保護を求めてくるのは当事者本人。
- 裁判所での判断になってしまうと、緊急性に対応できない。
- 現場の支援者が必要性を認めたら速やかに保護すべき。

# 中長期支援・回復支援

- 避難→生活政権→自立までの包括的な支援

当事者が抱えている問題は様々

例： 被虐待→家出→暴力被害→妊娠→中絶・出産（札幌での事例）



縦割りを超えた行政支援が必要

# FAMILY JUSTICE CENTER

- 危機介入、支援計画、リスクアセスメント
- アドボカシー：啓発・精神的サポート
- 警察内のDV刑事ユニットセンター
- 保護命令
- 託児・通訳・難民支援
- 24時間性暴力対応
- 被害者サポートグループ
- 司法支援
- シェルター

# 加害者処罰

- 被害者が逃げ隠れし、離職や転校を強いられる
- 加害者は通常通り自宅から通勤し、なにも困らない＝加害者は変わらない



処罰＋法的強制力のある加害者プログラム

人材育成

**DV・性暴力はジェンダーに基づく暴力**



ジェンダー視点を核にした支援者が必須

支援員の低(無)報酬状態から

専門職としての待遇改善

# 民間シェルターの活動の強み

**先駆性**：新しい社会課題を発見し、対応（若年、精神的DV、DVと子ども、外国人、デジタル性被害）

**柔軟性**：複合的な困難を抱える被害者にフレキシブル・包括的な支援

**地域性**：地域の社会資源とのつながり、信頼関係の構築の中での支援

**専門性**：＝熱意のある人が自主的に活動。長年の支援によるノウハウやスキルを持っている。

＋ LGBT、外国人、若年女性、妊婦、性暴力、トラウマ回復等の支援の知識・ノウハウ・社会資源

世界各国との支援者とのつながりを持ち、世界基準での支援理念・ノウハウを導入。

「民間シェルターは「いち早くDV被害者支援活動を行ってきた「先駆性」、フレキシブルな支援ができる「柔軟性」、地域の社会資源を活用しながら特性を生かした活動を行う「地域性」、専門的な知見に基づくニーズ応じた支援を行う「専門性」等の特徴を有する。」（令和元年度内閣府「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」概要：「民間シェルターの活動の特徴」より）

# 民間シェルターが地域のワンストップセンターとしての機能を果たしてきた

- 相談から一時保護、自立支援まで 中長期支援
- あらゆる困難を抱えた女性に包括的、柔軟に対応  
＝妊娠している女性、高齢女性、思春期の男児同伴女性、外国籍女性、障がいがある女性、ペット同伴女性、セクシュアルマイノリティーなどなど
- 様々なアフター支援  
＝住宅、就労、子どもの居場所、食料配布等の生活支援



民間シェルターがある地域では官民協働体制がつけられ、民間団体シェルターが自治体の配偶者暴力相談支援センター、性暴力ワンストップセンター事業を受託、運営している。また、自治体の審議会委員として施策提言を行っている。  
＝地域の支援力が底上げされている

# 民間シェルターのこれまでノウハウとネットワーク が若年女性支援に生かされている

- 札幌市LINK

⇒ 民間団体と札幌市が協働して、若年女性の個別ケースに対応

- CLOUDY

⇒ 北海道、札幌市、民間団体が連携して貧困問題を抱える女性に支援物資配布を通して相談や社会資源につなげている



# 民間シェルターの位置づけ

- 緊急一時保護しても委託費が払われない
- 団体が維持できるための財政支援がない

民間団体を専門団体として位置付けるとともに、これまでに民間団体が担ってきたDV被害者支援における実績を評価し、尊重し、当事者主義、当事者の安全・安心、自由に基づく支援手法によるすべての事業、活動に対して応分の財政支援を行う



暴力のない世界を目指して